火災にあわれた方のための
各種手続き・支援のご案内

この度の火災におきまして被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申しあげます。

被災後の手続きや支援制度について、まとめてあります。

内容をご確認いただき、ご利用ください。

☆ご利用に当たっての注意事項

1　掲載されている各種手続き及び支援制度は、緊急性の高いものを中心に例示しており、すべての手続き等をご案内しているものではありませんので、ご承知おきください。

2　各種手続き等に関しての詳しい内容については、お問い合わせ先（各担当）へご連絡ください。

3　令和７年４月１日現在の内容を掲載しています。

阿倍野区役所　市民協働課　市民協働担当（防災）

Tel:06-6622-9734

＜　目　　次　＞

	種　　別	項　　目	手　続　き　窓　口		
			建　物	階	担　当
①	証　明	り災証明書の交付	阿倍野消防署	－	－
②	国民健康保険	保険料の減免	阿倍野区役所	２階	保険年金担当
③	国民年金	保険料の免除申請	阿倍野区役所	２階	保険年金担当
④	後期高齢者医療保険	保険料の減免	阿倍野区役所	２階	保険年金担当
⑤	介護保険	保険料の減免	阿倍野区役所	１階	介護保険担当
⑥		サービス利用料の減免	阿倍野区役所	１階	介護保険担当
⑦	市　税	個人市民税の減免	あべの メディックス	7 階	あべの市税事務所 市民税担当
⑧		固定資産税の減免	あべの メディックス	12 階	あべの市税事務所 固定資産税担当
⑨	火災ごみ	火災ごみ処理手数料の減免	南部環境 事業センター	－	
⑩	住まい	火災による市営住宅への入居	大阪市役所	１階	都市整備局 住宅部 管理課 入居契約担当

①　り災証明書の交付

消防局ホームページ→

手続き窓口	阿倍野消防署　警防担当
住所･電話番号	阿倍野区松崎町４－４-30　　℡：06-6628-0119
対象者（要件）	火災により住居などが被害を受けた方
必要なもの	手数料（1 通あたり 100 円） （※ 免除される場合がありますので窓口へお問い合わせください。）
その他	り災証明書は、火災などで被災した家屋や事業所などの被害の程度を証明する書類です。

②　国民健康保険料の減免

福祉局ホームページ→

手続き窓口		阿倍野区役所　窓口サービス課　保険年金担当（管理）
住所･電話番号		阿倍野区文の里１－１－４０（区役所 2 階 24 番窓口）　℡：06-6622-9946
制度の概要	対象者(要件)	被災された方（減免については、要申請）
	減免内容	医療分・後期高齢者支援金分・介護分保険料の平等割、均等割、所得割を減免します。（被災月以降、最大 12 か月）
	必要なもの	り災証明書
	減免率	

損害の程度	減免率
全壊・全焼・大規模半壊	１００％
半壊・半焼	７０％
火災による水損・床上浸水	５０％

③　国民年金保険料の免除申請

手続き窓口		阿倍野区役所　窓口サービス課　保険年金担当（保険）
住所･電話番号		阿倍野区文の里１－１－４０（区役所 2 階 24 番窓口）　℡：06-6622-9946
制度の概要	対象者(要件)	被災された方（免除については、書類の審査があります。）
	その他	・厚生年金加入中の期間は対象外です。 ・必要書類等、詳細についてはお問合せください。 ・年金事務所でもご相談及び申請ができます。 問合せ先：天王寺年金事務所　℡ 06-6772-7531

④　後期高齢者医療保険料の減免

手続き窓口		阿倍野区役所　窓口サービス課　保険年金担当（保険）
住所･電話番号		阿倍野区文の里１－１－４０（区役所２階24番窓口）　℡：06-6622-9946
制度の概要	対象者(要件)	被災された方（減免については、要申請）
	減免内容	保険料の所得割及び均等割を減免します。（申請日の属する日から年度末まで）
	必要なもの	り災証明書
	減免率	

損害の程度	減免率
全壊・全焼・大規模半壊	１００％
半壊・半焼	７０％
火災による水損・床上浸水	５０％

⑤　介護保険料の減免

福祉局ホームページ→

手続き窓口		阿倍野区役所　保健福祉課　介護保険担当
住所･電話番号		阿倍野区文の里１－１－４０（区役所１階６番窓口）　℡：06-6622-9859
制度の概要	対象者(要件)	次の①･②のすべての項目に該当する方 ① 災害を受けた家屋等の損害程度が３割以上 ② 前年度の合計所得金額が１０００万円以下
	免除期間	

損害程度	第１号被保険者の属する世帯の前年中の合計所得金額		
	５００万円以下	５００万円　超 ７５０万円以下	７５０万円　超 １０００万円以下
７割以上（全壊・全焼）	１２ヶ月	１２ヶ月	８ヶ月
５割以上７割未満（半壊・半焼）	１２ヶ月	８ヶ月	４ヶ月
３割以上５割未満（一部損壊・損焼）	８ヶ月	４ヶ月	２ヶ月

⑥　介護保険サービス利用料の減免

福祉局ホームページ→

手続き窓口		阿倍野区役所　保健福祉課　介護保険担当
住所･電話番号		阿倍野区文の里１－１－４０（区役所１階６番窓口）　℡：06-6622-9859
制度の概要	対象者(要件)	次の①～③のすべての項目に該当する方 ① 要介護被保険者の属する世帯 ② 災害を受けた家屋等の損害程度が３割以上 ③ 前年度の合計所得金額が１０００万円以下
	給付の割合	

損害程度	介護（予防）給付の割合
３割以上５割未満（一部損壊・損焼）	８５～９５／１００
５割以上（半壊・半焼以上）	１００／１００

⑦　個人市民税の減免

財政局ホームページ→

手続き窓口	あべの市税事務所　市民税担当
住所･電話番号	阿倍野区旭町 1-2-7-702（あべのメディックス7F）　℡：06-4396-2953
対象者（要件）	被災された方（減免については要相談）
必要なもの	り災証明書
その他	申請期限：災害のやんだ日の翌日から起算して 30 日を経過する日 納期経過分及び既に納付されている分は対象に含まれません。

⑧　固定資産税の減免

財政局ホームページ→

手続き窓口	あべの市税事務所　固定資産税担当
住所･電話番号	阿倍野区旭町 1-2-7-702（あべのメディックス12F）　℡：06-4396-2958
対象者（要件）	被災された方（減免については要相談）
必要なもの	り災証明書
その他	申請期限：災害のやんだ日の翌日から起算して 30 日を経過する日

⑨　火災ごみの処理手数料の免除

環境局ホームページ→

手続き窓口		南部環境事業センター
住所･電話番号		西成区南津守 5-5-26　℡：06-6661-5450
制度の概要	対象者(要件)	被災された方（現地確認があります）
	必要なもの	り災証明書
	その他	火災によるごみの焼却処分手数料が免除（搬入量 15 トン以内）になる制度です。 ただし、15 トンを超えると 10 キログラムごとに 90 円かかります。 ※ 処理工場までの運搬費は自己負担になります。（詳細については、お問合せください）

⑩　市営住宅への入居 （ご希望される場合は事前に阿倍野区役所防災担当までご連絡下さい。TEL：06-6622-9734）		
手続き窓口	都市整備局住宅部管理課入居契約担当	
住所･電話番号	北区中之島1-３-20（市役所１階）　TEL：06-6208-9264	
制度の概要	入居資格	次の①～④のすべての項目に該当する方 ①申込時から過去２ヶ月以内に、大阪市内において火災等の災害により全焼またはこれに準ずる被害をこうむったために住宅を必要とし、住宅確保について自力では何らかの方途もない方（持家の方で住宅を再建される場合は入居できません。また、放火の場合を除き火元の方も入居できません。） ②現に居住する親族（内縁関係含む）で構成する世帯員であること。又は、単身で日常生活ができる方であること。 ③世帯員の収入合計が条例で定める規定の範囲内であること。 ④り災時にり災場所に住民登録していること。
その他	「住宅の滅失」ということが原則となるため、火災の場合の部分焼、半焼等で居住可能性が残っている場合、または復旧可能な場合は対象外です。 また、水損、煙損のみの場合も対象外です。 いずれの場合も面接による事情聴取のうえ書類等での資格審査があります。	

その他の諸手続き等

電気	関西電力　電気設備等に関するお問い合わせ 受付時間（9:00～17:00）※土日祝・年末年始除く　電話（0800-777-3081）
水道	大阪市水道局お客様センター 受付時間（月～金 8:00～20:00　土 9:00～17:00） ※日祝・年末年始除く　電話（06-6458-1132）
ガス	大阪ガスお客様センター 受付時間（月～土　9:00～19:00　日･祝　9:00～17:00）電話（0120-0-94817）
電話	NTT 西日本お客様相談センター 受付時間（9:00～17:00）※土日祝・年末年始除く　電話（0120-019000）
生活福祉資金貸付	阿倍野区社会福祉協議会 低所得者を対象とした、災害時に自立のため臨時に必要となる費用の貸付。 り災証明書や本人確認書類が必要となり、所得などの条件があります。 受付時間（10:00～17:00）※土日祝・年末年始除く　電話（06-6628-1212）